

文化景観としての地形・事物・事象の保全対策について（案）

平取ダム事業用地周辺におけるアイヌの伝統文化に関わる文化景観としての地形・事物・事象の保全対策について、具体的な保全対策を整理するにあたり、以下のようなことに留意することが必要と考えられる。

- 文化景観としての地形・事物・事象に関わる対象は、「アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書」に記載されている該当分野を基本とする。
- 地形からくる景観やその場所の特性をカムイ（神）と結びつけてとらえることが、アイヌ民族の古くからの自然観としてあることから、景観や地形・地名等を地域文化保全の対象としてとらえることとする。
- なかでもアイヌ語地名は、土地・空間に関する貴重な情報を含むことから、地形及びその周囲の自然環境と結びついた文化事象とみなされ、さらに地域とアイヌ民族との歴史的な関わりを現代に伝える歴史遺産でもあることから、次世代に継承していく取り組みを行っていく。例えば、現地におけるアイヌ語地名の表示解説設備や沙流川流域アイヌ語地名データベースの構築・公開などの方法が考えられる。
- また、川自体が神性を有する生き物のように考えていたアイヌ民族伝統の精神性に留意して、道路面からの景観だけでなく、川面からの視線に関しても景観上の配慮をすることが望ましい。
- そのほか、人工物のデザインについてはできるだけ自然景観との親和性に留意し、ダム湖周辺の森林植生については、美しく豊かな景観形成に配慮していくことが必要である。